

垂井町空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における地域資源としての空き家の有効活用及び町内への移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、垂井町空き家バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近く使用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 空き家バンク 空き家の利用を希望する者に対し、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を提供するための空き家情報登録制度をいう。

(3) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部が選定をした事業者をいう。

(空き家の登録等)

第3条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等（空き家の所有者又は管理者をいう。以下「申込者」という。）は、垂井町空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び垂井町空き家バンク登録台帳（別記第2号様式。以下「登録台帳」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査をするものとする。

3 町長は、前項に規定する調査を実施する場合において、協力事業者に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。

4 町長は、第2項の規定による調査により登録することが適當又は不適當と認めたときは、垂井町空き家バンク登録通知書（別記第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

5 町長は、第1項の規定による申込みをしていない空き家で、空き家バンクによる有効活用が望ましいと認めるものは、その所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができるものとする。

6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第4項の規定により登録をした旨の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、垂井町空き家バンク登録変更届出書（別記第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録台帳を添えて、町長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第5条 物件登録者は、空き家バンクの登録を取り消すときは、垂井町空き家バンク登録取消届出書（別記第5号様式）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は空き家バンクに登録された空き家（以下「登録物件」という。）に係る所有権等の権利に異動があったときその他登録を取り消すことが適當と認めたときは、当該空き家バンクの登録を取り消すとともに、垂井町空き家バンク登録取消通知書（別記第6号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。

（空き家情報の公開）

第6条 町長は、登録台帳に記載された情報の一部を全国版空き家バンク等に掲載し、公開するものとする。

（利用の登録）

第7条 空き家バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」とい

う。)は、垂井町空き家バンク利用登録申込書(別記第7号様式)及び垂井町空き家バンク利用宣誓書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を確認し、登録することが適當又は不適當と認めたときは、垂井町空き家バンク利用登録通知書(別記第9号様式)により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

(利用登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録をした旨の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、垂井町空き家バンク利用登録変更届出書(別記第10号様式)により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 利用登録者は、空き家バンクの登録を取り消すときは、垂井町空き家バンク利用登録取消届出書(別記第11号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は利用登録者が空き家を利用することにより公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するおそれがあると認めるときその他登録を取り消すことが適當と認めたときは、当該空き家バンクの利用登録を取り消すとともに、垂井町空き家バンク利用登録取消通知書(別記第12号様式)により当該利用登録者に通知するものとする。

(登録物件の交渉の申込み等)

第10条 登録物件の利用について交渉を希望する利用登録者は、垂井町空き家バンク登録物件交渉申込書(別記第13号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、協力事業者に

その旨を通知するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 前条第2項による通知を受けた協力事業者は、遅滞なく物件登録者と利用登録者との登録物件に関する交渉の仲介を行うとともに、その交渉結果について町長に報告するものとする。

2 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及びその仲介並びに売買、賃貸借等の契約に関する行為については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切の疑義又は紛争については、当事者間で解決するものとする。

(暴力団の排除)

第12条 垂井町暴力団排除条例（平成24年垂井町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員は、空き家バンクを利用することができない。

(その他)

第13条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。